

会社法第794条第1項に規定する吸収合併に係る事前開示書類

2022年11月25日

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石坂信也

当社を吸収合併存続会社、株式会社 GDO ゴルフテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を実施するに際して、会社法第794条第1項会社法施行規則第191条の定めに従い、次の通り本書面を備え置きます。

1 吸収合併契約の内容

別紙「合併契約書」の通りです。

2 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、株式会社 GDO ゴルフテックの発行済株式の全部を所有しているため、本吸収合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4 株式会社 GDO ゴルフテックの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙「株式会社 GDO ゴルフテックの計算書類等」の通りです。

なお、株式会社 GDO ゴルフテックには、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等はなく、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5 当社における最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象について

該当事項はありません。

6 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2022 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は金 21,851,512 千円、負債の額は金 14,440,140 千円、株式会社 GDO ゴルフテックの同日現在の貸借対照表における資産の額は金 865,438 千円、負債の額は金 1,559,578 千円であります。株式会社 GDO ゴルフテックは、負債の額が資産の額を上回っており債務超過となっておりますが、当社は当該債務超過額相当の貸倒引当金を計上しており、本合併の際に貸倒引当金を戻しいれることから、合併差損は発生しないものと判断しております。また、本吸収合併効力発生日以降における当社の事業活動において、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は予想されません。

以 上



合併契約書

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン（以下「甲」という。）と株式会社 GDO ゴルフテック（以下「乙」という。）とは、本日、次の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙とは、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

住所：東京都品川区東五反田二丁目10番2号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社 GDO ゴルフテック

住所：東京都品川区東五反田二丁目10番2号

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年1月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（財産の承継）

乙は、令和4年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日に至るまでの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第5条（合併に際して交付する金銭等）

乙は甲の完全子会社であるため、本合併に際して、乙の株主に対して、その株主に代わる株式その他金銭等の交付は行わない。

第6条（簡易合併、略式合併）

1 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承

認を得ないで合併を行う。

- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで合併を行う。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意を以ってその業務及び財産の管理運営を行うものとし、また、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（従業員）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その細目については甲乙が別途協議して決するものとする。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、会社法第796条第3項に該当し甲が本契約第6条第1項に定める手続による合併を行うことができないときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上これを決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月24日

甲 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
東京都品川区東五反田二丁目10番2号
代表取締役社長 石坂信也



乙 株式会社GDOゴルフテック
東京都品川区東五反田二丁目10番2号
代表取締役社長 吉川 雄大



(提供書面)

事業報告

(令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

区分		第6期 (令和元年12月期)	第7期 (令和2年12月期)	第8期(当期) (令和3年12月期)
売上高	(千円)	1,103,374	896,383	996,535
経常損失	(千円)	15,818	91,413	63,456
当期純損失	(千円)	96,174	91,130	63,179
1株当たり当期純損失		369,902円65銭	350,502円73銭	242,996円15銭
総資産	(千円)	776,122	807,556	865,438
純資産	(千円)	△502,919	△630,961	△694,140
1株当たり純資産額		△1,934,304円06銭	△2,426,774円66銭	△2,669,769円23銭

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(2) 主要な事業内容 (令和3年12月31日現在)

ゴルフレッスンサービス事業

(3) 主要な営業所 (令和3年12月31日現在)

本社	東京都 品川区
六本木スタジオ	東京都 港区
恵比寿スタジオ	東京都 渋谷区
神田スタジオ	東京都 千代田区
池袋スタジオ	東京都 豊島区
銀座ANNE Xスタジオ	東京都 中央区
横浜桜木町スタジオ	神奈川県 横浜市
新宿スタジオ	東京都 渋谷区
大阪梅田スタジオ	大阪府 大阪市
名古屋名駅スタジオ	愛知県 名古屋市
大手町スタジオ	東京都 千代田区
福岡天神スタジオ	福岡県 福岡市
グランフロント大阪スタジオ	大阪府 大阪市

(4) 従業員の状況（令和3年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
60（15名）	4名増（7名減）

（注）1．当事業年度末の株式会社GD0ゴルフテックの従業員数を記載しており、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．従業員数は、当社外から当社への出向者を含む就業人員です。

(5) 重要な親会社の状況（令和3年12月31日現在）

会社名	所在地	主要 業務内容	設立年月日	資本金	親会社が 有する当社の 議決権比率	その他
株式会社 ゴルフダイジェス ト・オンライン	東京都 品川区	ゴルフ総合 サービス	平成12年5月1日	千円 1,458,953	% 100.00	—

(6) 主要な借入先の状況（令和3年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	775百万円

(7) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（令和3年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 800株
- ② 発行済株式の総数 260株
- ③ 株主数 1名

(2) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	260株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和3年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉川 雄大	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン 取締役副社長 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役
取締役副社長	鈴木 尊文	
取締役	石坂 信也	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会代表理事
監査役	井上 和久	

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 社外取締役にに関する事項
当該事業年度においての該当者はありません。

4. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引については、当該取引が当社の事業に必要な取引であり、その取引条件が市場価格・水準を勘案した一般的な取引条件であるなど、事業活動上の通常取引と同様であることに留意しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

親会社との取引に関しては、取締役会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性に留意したうえ審議し、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。

貸借対照表

令和3年12月31日現在

(単位：千円)

資 産	の 部	負 債	の 部
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 239,487 】	【流動負債】	【 646,120 】
現金及び預金	109,232	買掛金	12,925
売掛金	89,281	未払金	40,545
商貯蔵品	1,861	未払費用	12,631
貯蔵品	7,397	前受金	491,439
未収入金	1,181	預り金	6,336
前払費用	30,533	未払法人税等	2,439
【固定資産】	【 625,951 】	未払消費税等	15,660
(有形固定資産)	(368,289)	賞与引当金	20,000
建物附属設備	511,035	【固定負債】	【 913,457 】
工具器具備品	206,821	関係会社長期借入金	775,000
建設仮勘定	1,500	繰延税金負債	24,378
減価償却累計額	△ 351,067	資産除去債務	114,079
(無形固定資産)	(75,722)	負債の部合計	1,559,578
ソフトウェア	37,945	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	37,777	【株主資本】	【 △ 694,140 】
(投資その他の資産)	(181,938)	(資本金)	(9,000)
長期前払費用	2,682	(資本剰余金)	(120,513)
保証預け金	80	資本準備金	4,000
敷	179,176	その他資本剰余金	116,513
		(利益剰余金)	(△ 823,654)
		繰越利益剰余金	△ 823,654
		純資産の部合計	△ 694,140
資産の部合計	865,438	負債及び純資産の部合計	865,438

損益計算書

自 令和3年 1月 1日
至 令和3年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
【売上高】	996,535
【売上原価】	107,168
売上総利益	889,367
【販売費及び一般管理費】	956,246
営業損失	(66,879)
【営業外収益】	
助成金の収入	53,017
為替差益	0
その他	△ 44,422
【営業外費用】	
支払利息	4,008
その他	1,153
	10,000
経常損失	(63,456)
税引前当期純損失	(63,456)
法人税、住民税及事業税	2,439
法人税等調整額	△ 2,716
当期純損失	(63,179)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和3年 1月 1日

至 令和3年12月31日

(単位：千円)

	資 本 金	株 主 資 本					
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 資 合 主 本 計
		資 本 金 資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	そ の 他 利 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	9,000	4,000	116,513	120,513	△ 760,474	△ 760,474	△ 630,961
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 損 失					△ 63,179	△ 63,179	△ 63,179
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 63,179	△ 63,179	△ 63,179
当 期 末 残 高	9,000	4,000	116,513	120,513	△ 823,654	△ 823,654	△ 694,140

個 別 注 記 表

自 令和3年1月1日

至 令和3年12月31日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

- ① 商品 個別法による原価法
- ② 貯蔵品 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下の通りとなっております。
建物付属設備 3～18年
工具、器具及び備品 3～15年
- ② 無形固定資産 ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	260株	一株	一株	260株

III. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第8期
計算書類に係る附属明細書

自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

株式会社GDOゴルフテック

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

	資産の種類	期首帳簿価額	当期増減額	期末帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物付属設備	341,955	△ 31,156	310,799	200,237	511,036
	工具器具備品	17,573	38,417	55,991	150,831	206,821
	建設仮勘定	15,874	△ 14,374	1,500	—	1,500
	計	375,402	△ 7,113	368,290	351,068	719,357
無形 固定資産	ソフトウェア	24,173	13,772	37,945	—	—
	ソフトウェア仮勘定	51,182	△ 13,405	37,777	—	—
	計	75,355	10,017	75,722	—	—
投資その他 の資産	長期前払費用	6,128	△ 2,682	3,446	—	—

2. 販売費及び一般管理費の明細

自 令和3年1月1日

至 令和3年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
従業員給与	387,119	
従業員賞与	7,001	
法定福利費	59,745	
厚生費	2,484	
人材派遣料	1,776	
退職給付費用	7,690	
賞与引当金繰入	20,000	
旅費交通費	14,464	
接待交際費	56	
会議費	0	
発送配達費	2,848	
通信費	4,004	
租税公課	7,009	
新聞図書費	0	
広告宣伝費	11,604	
固定販売促進費	1,880	
事務用消耗品費	1,917	
器具備品費	1,451	
一括償却資産	2,607	
研修費	47	
諸会費	216	
地代家賃	221,301	
賃借料	8,296	
水道光熱費	18,840	
修繕・保守費	3,249	
保険料	588	
業務委託費	11,943	
銀行手数料	793	
ロイヤリティ	11,837	
採用費	2,587	
システム運用管理費	24,169	
コンテンツ製作費	15,200	
支払利息	292	
長期前払費用償却費	649	
変動販売促進費	27,456	
減価償却費	75,110	
合計	956,246	

第8期
事業報告に係る附属明細書

自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

株式会社GDOゴルフテック

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務の状況の明細

事業報告 3. 会社役員に関する事項に記載のとおり

株式会社GDOゴルフテック

取締役会 御中

監査役 井上 和久



監査報告書の提出

監査役は、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、以下のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

監査役は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会等へ出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年2月21日

株式会社GDOゴルフテック

監査役 井上 和久

